

新潟県公共事業再評価委員会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県公共事業再評価委員会(以下「委員会」という。)の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴定員)

第2条 委員会を傍聴することができる定員は10名とする。ただし、報道関係者又は県職員等で委員会での審議に関わる業務に就いている者についてはこの定員に含めないものとする。

(傍聴の手続)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、県が指定する手段により事前に傍聴の申し込みを行うこととし、申込者数が定員を超えた場合は抽選により傍聴を許される者を決定するものとする。

2 傍聴を許された者には、郵便等によりあらかじめ傍聴券を交付する。ただし、報道関係者又は県職員等で委員会での審議に関わる業務に就いている者については、傍聴券の交付を受けないで傍聴を許可することができる。

3 前項の規定により傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を示し、係員の指示により、傍聴席に着かなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 傍聴券の交付を受けた者であっても次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 委員会の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新潟県公共事業再評価委員会委員長(以下「委員長」という。)が委員会を傍聴させることが不適當であると認める者

(傍聴人の守るべき事項等)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 看板、横断幕その他これらに類する物を掲示し、又は提出すること。

(6) 委員会開会中の写真等の撮影や録音等審議の支障となるような行為をすること。ただし、報道関係者、委員会での審議に関わる業務に就いている県職員等についてはこの限りではない。

2 傍聴人が前項の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

第6条 委員長が傍聴の禁止を宣言し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(委員長の指示)

第7条 前2条に規定するもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(委員会を非公開とする場合)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、委員長の判断により委員会を非公開とすることができる。

(1) 委員会の審議事項に、特定の個人や法人等が識別されるような審議情報が含まれている場合

(2) 委員会を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年1月19日から施行する。